

平成21年2月25日

各 位

会社名 株式会社シャルレ
代表者名 代表執行役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 管理本部長 奥平 和良
TEL (078) 792-7134

当社執行役に対するガバナンス監視委員会の答申書の受領について

当社は、平成21年1月9日に「ガバナンス監視委員会」の設置を行い、創業家一族の意向に左右されることなく、少数株主の利益にも配慮した経営を適正なコーポレート・ガバナンスが構築されるかどうかにつき、監視、助言を頂いております。

当社の代表執行役社長 岡本雅文、代表執行役副社長 橋本欣也について、創業家一族の意向にとられることのない経営上の判断をできるに十分なる独立性を含め、役員を継続することについての相当性があるかを「ガバナンス監視委員会」のチェックを受け、その答申書を受領しましたのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、添付資料のとおりです。

添付資料：答申書（平成21年2月23日 ガバナンス監視委員会）

以 上

平成 21 年 2 月 23 日

株式会社シャルレ 御中

答 申 書

株式会社シャルレ
ガバナンス監視委員会

委員長 稲 葉 威 雄

委員 竹 原 相 光

委員 河 津 博 史

当委員会は、貴社からの諮問事項に対して、下記のとおり答申する。

1. 諮問事項

貴社取締役会が、岡本雅文氏（以下「岡本氏」という。）を代表執行役社長に選任し、橋本欣也氏（以下「橋本氏」という。）を代表執行役副社長に選任したこと及び両氏が貴社の役員を継続することについての相当性

2. 結論

貴社取締役会が、岡本氏を代表執行役社長に選任し、橋本氏を代表執行役副社長に選任したこと及び両氏が貴社の役員を継続することについて、これを不相当とする理由は認められない。

3. 理由

貴社取締役会は、岡本氏及び橋本氏を代表執行役として適格であるとする理由として、概要、以下のような点を挙げる。

まず、岡本氏については、①化粧品事業を立ち上げて成功に導いた実績があり、ビジ

ネスのプロセスを十分理解している上、的確な判断能力によって、今後の新しい事業を展開していく上での指導力を発揮していくことが期待できること、②従来の取締役会における執行役としての報告内容が適時・的確かつ論理的に行われており、業務執行の監視監督を行う立場として、事実関係が明快に理解できること、③問題が発生した場面において、論理的な判断によって、チームをまとめてリーダーシップをとることができること、④貴社株式に対する有限会社サザンイーグルと有限会社オットーによる貴社普通株式に対する公開買付け（以下「本件 MBO」という。）における利益相反行為（以下「本件利益相反行為」という。）への関与はなく、創業家からの独立性について問題ないこと、などを挙げる。

また、橋本氏については、①貴社の現場での長年の実績と幅広い知識があり、貴社にとってもっとも大切な代理店に対して安心感を与えることが期待できること、②経験に基づいた適格な判断力と遂行力を有していること、③物事の考え方として硬軟両面を持ち合わせており、社内の調整役も期待できること、④現在、担当している戦略推進担当は、今後の貴社にとって重要な役割であり、継続的な取り組みが必要であること、⑤本件利益相反行為への関与はなく、創業家からの独立性について問題ないこと、などを挙げる。

当委員会としては、上記の要素のうち、本件利益相反行為への関与はなく、創業家からの独立性について問題ないとする点以外の点については、これらの要素を勘案の上、貴社取締役会が両氏の代表執行役としての適格性を判断したことについては、貴社取締役会の裁量を逸脱するものではないと考える。

但し、両氏は、創業家を代表する立場にあった林勝哉前社長が代表執行役である体制下において、執行役に選任されており、本件利益相反行為が行われた当時においても、執行役であったことから、両氏の本件利益相反への関与及び創業家からの独立性については検討を要するので、以下、検討を行う。

この点、両氏は、当初、貴社の既存ビジネスにおける利益の落ち込み等について憂慮し、外部のエクイティパートナーの協力を得つつ、本件 MBO を行うことによって、貴社の体制・収益構造を改革するという事自体については賛同していた。そして、本件 MBO 担当執行役から、本件 MBO の進捗状況についても、メール等によって一定の報告を受けていた事実は認められる。

しかしながら、両氏は、前社長の指示の下に、本件利益相反行為を全て把握した上で、消極的であれ(少なくとも途中までは)、本件利益相反行為の遂行に協力していた本件 MBO 担当執行役の場合と異なり、本件利益相反行為の存在を具体的に認識していた訳ではない。

なお、この点については、本件利益相反行為の存在を具体的に認識していなくとも、その存在の可能性は認識し得たのであり、その存在の可能性を認識し得た以上、それを是正しなかったことの非は問われるべきであると考えられる余地もある。

しかしながら、執行役には、取締役会が定めた職務分掌を超えた他の執行役に対する一般的な監視義務はないとされており、また、本件利益相反行為の存在の可能性を認識し得たとしても、その立場(営業現場担当の執行役に過ぎず、管理担当ではない)からすると、その具体的な状況をさらに調査した上で、その職を賭して本件 MBO の進行を阻止する行動までを期待することは事実上も酷である。したがって、本件の状況の下では、その行動が直ちに役員として不適格であるということにはならないと考えるべきである。

なお、貴社が平成 20 年 11 月 18 日から 11 月 28 日までに行った社内調査の結果、前社長が、創業家アドバイザーのアドバイスを受けて、低い公開買付け価格に賛同した場合の法的リスクなどについて社外取締役の説明すべきであると主張する本件 MBO 担当執行役に対して、リスクを過大に評価した説明をすべきでない旨の指示をしていたこと、社外取締役に対する本公開買付けに関する最初の説明の場に創業家アドバイザーが同席することについて反対する本件 MBO 担当執行役に対して、既に受領している高い価格が記載されている算定機関による算定結果の速報値を基に社内の者のみで議論しては、本公開買付けに賛同する方向での議論にならないとして創業家アドバイザーを出席させるよう指示していたこと、創業家が、創業家アドバイザーのアドバイスを受けて、本件 MBO 担当執行役に対して、DCF 法を採用しない、株価倍率法で採用する類似企業については買付者側が取得した算定機関による算定結果で採用されている類似企業を採用する、純資産法を採用しない、という方向で、貴社側の算定機関と交渉するよう指示していたこと、などの具体的な利益相反行為の内容が明らかとなった後においては、両氏は、社外取締役ら及び弁護士に対して、本件 MBO について反対であること、及び、株主に対する責任として、創業家は取締役を辞任すべきであるので、この点について創業家を説得すべきである旨の意見を表明しており、この点は、創業家への従属性が強くないことを示す事情と認められる。

そして、両氏は、創業家との関係について、業務上の関係を超えて、特段の個人的な関係があるわけではなく、特に創業家との関係が深いとは認められず、また、両氏は、貴社の現在の状況において、株主、従業員、取引先等のステークホルダーからの信頼を回復するためには、実際に、創業家一族から不当な指示があった場合に、それにとらわれることなく経営を行うことのみならず、創業家一族の意向にとらわれた経営を行っているのではないかと疑念を生む行為自体を差し控えるべきことを十分に理解し、このような行為を行わない旨を表明している。

したがって、以上に鑑みると、創業家からの独立性や本件利益相反行為への関与という観点から見ても、両氏が役員として不相当であるとは言えないと考えるので、上記結論のとおり答申する。

以 上